

東金市公共施設等最適化検討基礎調査業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、東金市公共施設等最適化検討基礎調査業務委託を受注する事業者の選定手続きに必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 東金市公共施設等最適化検討基礎調査業務委託
- (2) 業務内容「東金市公共施設等最適化検討業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

なお、契約締結日、期間、納期の詳細については協議の上、別途決定する。

- (4) 委託上限額 22,110,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約内容の規模を示すためのものである。

3 選定方法

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザル参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 東金市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、本委託の公募開始の日から候補者決定の日までの間に、東金市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれない者
- (2) 令和6・7年度東金市入札参加資格者名簿に次の要件で登載されている者
 - ①登録部門 測量・コンサルタント
 - ②大分類 土木関係建設コンサルタント業務
 - ③中分類 都市計画及び地方計画
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ②会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に地方公共団体が発注した次に記載する同種業務を元請で履行した実績を有すること。

同種業務…駅周辺地域のまちづくり又は公共施設の最適化（再編・再整備、再配置等）等の検討に係る業務

- (6) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、予定管理技術者は、下記①～②の全ての条件を満たす者とする。なお、兼任は不可とする。

①下記のいずれかの資格を有する者

ア 技術士(総合技術監理部門：都市及び地方計画又は建設部門：都市及び地方計画)

イ R C C M（都市計画及び地方計画）

②平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に地方公共団体が発注した次に記載する同種業務を、管理技術者又は照査技術者として履行した実績を有する者。

同種業務…駅周辺地域のまちづくり又は公共施設の最適化（再編・再整備、再配置等）等の検討に係る業務

5 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期間等
①実施要領等掲載	令和7年5月8日（木）
②参加申込書提出期間	令和7年5月8日（木）～5月21日（水）
③質問書受付期間	令和7年5月8日（木）～5月21日（水）
④参加資格審査の実施	令和7年5月22日（木）
⑤参加決定及び提案審査実施通知	令和7年5月23日（金）
⑥質問に対する回答	令和7年5月28日（水）
⑦企画提案書等の提出期限	令和7年6月18日（水）午後5時まで
⑧プレゼンテーション審査の実施	令和7年6月25日（水）（予定） ※応募者多数の場合は、複数日程を設ける。
⑨結果の公表・契約の締結	令和7年7月上旬（予定）

6 参加手続

- (1) 参加申込書提出期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月21日（水）午後5時まで

- (2) 参加申込方法

①書類の入手方法

東金市ホームページ（<https://www.city.togane.chiba.jp/>）

②提出方法及び提出場所

担当課に持参又は郵送によるものとし、持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、6(1)の期間内必着とする。

- (3) 提出書類

①参加申込書兼誓約書（第1号様式）

代表者印を押印の上、提出すること。

②会社概要調書（第2号様式）

③業務実績調書（第3号様式）

記載した実績が確認できるもの（TECRIS 又は契約書の写し等）を添付すること。

④配置予定技術者調書（第４号様式）

記載した技術者の参加資格を証明する資料（資格証の写し等）及び記載した実績が確認できるもの（TECRIS 又は契約書の写し等）を添付すること。

(4) 提出部数 1 部

(5) 申込みの無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。

①参加資格のない者が行った申込み

②不正な行為による申込み

③その他指定した方法以外による申込み

7 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 8 日（木）から令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

上記 6 による手続きと同時もしくは手続き後、質問書（第 5 号様式）に記入の上、担当課へ持参、又は電子メールで提出すること。

※電子メールで提出する場合、送信後に確認の電話を入れること。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 28 日（水）までに市ホームページに掲載する。

8 企画提案について

提案者は、以下により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式） 8 部（正本 1 部・副本 7 部）

②見積書（第 6 号様式） 1 部

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 18 日（水） 午後 5 時まで

(3) 提出方法及び提出場所

担当課に持参又は郵送によるものとし、持参の場合は、平日午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は、8(2)の期間内必着とする。

(4) 企画提案書等の作成の注意事項

①企画提案書の作成について

任意様式、A4 サイズとする。文字の大きさは 11 ポイント以上とし、10 ページ以内（表紙及び目次はページ数に含めない。）で作成することとする。

なお、やむを得ないページのみ A3 サイズを認めるが、使用の際には A4 サイズ、2 ページ分扱いとする。

②業務実施方針及び手法等について

ア 仕様書第 3 章、業務内容の各項目に掲げる事項については、必ず記載すること。

イ 本業務の仕様書に定めのない、追加の提案があれば自由に記載すること。

※ただし、当該提案は本業務費用に含むものとする。

9 審査方法

事業者の選定にあたっては、東金市公共施設等最適化検討基礎調査業務委託に係る業者選定審査会を設置し、提出書類及び提案内容について以下のとおり審査する。

(1) 書類審査

- ・参加資格等について、上記4の全ての要件を満たしているか審査を行う。
- ・参加申込書の提出者が6者以上の場合には、参加資格要件を確認するとともに、次の評価基準により審査し、5者程度を選定する。

評価区分	評価基準		配点
業者の評価	実績	・十分な業務実績を有しているか。	10
技術者の評価	実績	・経験豊かな担当者による業務実施体制となっているか。	10

(2) 提案審査

- ・審査方法は、プレゼンテーション方式とし、以下の評価基準に基づき審査する。
- ・プレゼンテーションの配分時間は、提案内容に係るプレゼンテーション20分以内、その後、提案に対する質疑応答10分程度、1提案者につき30分程度とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は、本業務を実際に担当する者が行い、予定管理技術者を含め5名以内とする。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源コードリールについては、市で用意する。
- ・評価基準

審査に係る評価区分、評価基準及び配点は、下記表のとおり

評価区分	評価基準		配点
業者の評価	実績	・十分な業務実績を有しているか。	10
技術者の評価	実績	・経験豊かな担当者による業務実施体制となっているか。	10
技術提案	理解度	・本業務の背景、目的及び業務内容を十分理解できているか。 ・市の取り巻く環境を踏まえたものとなっているか。	20
	企画・提案	・各課題の整理及び公共施設等の最適化検討に向けた手法が適切なものとなっているか。 ・業務の工程が明確に示されているか。また妥当であるか。 ・仕様書に定めのない追加提案がある場合、それが具体性、実現性のある有益なものである	40

		か。※この提案は本業務費用に含むものとする。	
	プレゼンテーション	提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務を成功させる意欲を感じるか。	10
見積金額		(6号様式) 見積書による	10
合 計			100

10 契約候補者の選定

- ・上記9(1)(2)の結果、最も優れた提案を行ったものを契約候補者として選定する。また、次点候補者も併せて選定する。
- ・評価点が同点の場合は、見積金額の低い方から上位の順位とし、第2位以下の交渉順位を決定するが、選考委員の採点結果の合計点が全体の6割に満たないものは選外とする。

11 審査結果の通知・公表

- ・審査結果については、書面で通知するとともに、市ホームページにて公表する。

12 契約

- ・候補者と交渉し、随意契約により請負契約を締結する。ただし、候補者が辞退した場合、又は失格等の理由で契約できない場合は、次点の者と交渉する。

13 事業者の失格事由

- ・次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - (1)提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - (2)参加資格を満たさなくなった場合。
 - (3)提出期限を過ぎて提出された場合。
 - (4)審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
 - (5)見積額が委託上限額を超えている場合。
 - (6)前各号に定めるもののほか、提案にあたり信義に反する行為があったと認められる場合。

14 その他事項

- (1)本件に参加するために必要となる諸経費は、すべて参加者側の負担とする。
- (2)書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3)参加申込書の提出後に辞退する際は、参加辞退届出書(第7号様式)を提出すること。
- (4)提出された企画提案書等については返却しない。
- (5)提出された企画提案書等は、東金市が必要に応じて複製する場合がある。
- (6)情報開示請求があった場合は、東金市情報公開条例(平成12年東金市条例第1号)等に基づき、企画提案書等の全部又は一部を開示することがある。

- (7)提出された企画提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。
ただし、契約候補者として選定された企画提案書等及び成果品の著作権については、東金市に帰属するものとする。
- (8)本業務提案説明終了後も本件に係る守秘義務は継続するものとする。
- (9)東金市から提供した資料は、参加に関わる検討以外で使用してはならない。
- (10)書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (11)本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断するものとする。
- (12)企画提案書の内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。
- (13)本プロポーザルに関する異議申立ては一切認めない。

15 担当課

東金市企画政策部企画課企画係
〒283-8511 東金市東岩崎1-1
TEL 0475-50-1122 (直通) FAX 0475-50-1299
e-mail kikaku@city.togane.lg.jp